



地域衛星通信ネットワーク 担当課長会の運営に関する事項

(平成29年度全体会議開催時(29.6.2)の提案資料)



(議案 1) 会則の改正について

1. 改正の趣旨

以下により、「地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則」(以下「会則という。’)について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 課長会の事業から国等に対する予算要望の実施を削除すること。
- (2) 平成29年度から、課長会として予算を取り扱うことに伴い、所要規定を追加すること。
- (3) その他所要の改正を行うこと。

3. 改正内容

- (1) 本会が行う事業の見直し(第3条関係)
本会が行う事業から、「国等に対する要望活動の実施」を削除する。
- (2) 監事の設置(第5条関係)
役員に「監事」を追加し、選任要件を定める(第5条第1項・第3項)。
- (3) 臨時会の開催要件の追加()
- (4) 会議における議決事項。
- (3) 第7条関係
- (3) 第8条関係
会計規定を追加。

3. 会則改正案(全文)は別紙のとおり。





改正案の概要

1. 事業内容の見直し… 全体会議の指摘を踏まえ事業内容の見直しを行う。
 - ・事業から国等に対する要望活動の実施を削除する（第3条第2号）
2. 議決規定の明文化… 全体会議の指摘を踏まえ、新たに議決に関する諸規定を設ける。
 - (1) 議決権
 - ・議決権は正会員が有する（第4条第2項）
 - (2) 議決事項（第6条第5項）
 - ・全体会議は、事業計画、予算、決算の承認及び幹事会からの付議事項について議決する
 - (3) 採決に関する規定
 - ・全体会議は出席した正会員の過半数、幹事会は出席した幹事の過半数の議決で決する（可否同数の時は議長の決するところによる）（第7条）
 - ・書面による採決要件を追加（第8条）輕易な事項、急施を要する事項。採決に当たっては、全正会員の同意の元で行うものとし、過半数の議決で決する。
3. 会計規定の明文化… 予算（決算）の独立会計化に伴い、新たに会計に関する諸規定を設ける。
 - (1) 監事職の設置及び職務等
 - ・監事の設置（第5条第1項）、選出方法・職務（同条第3項）、幹事会への出席（第9条）
 - (2) 予算・決算
 - ・予算及び決算の手続きに関する規定を追加（第11条）
 - (3) 会計
 - ・予算の拠出・会計年度に関する規定を追加（第12条）
4. その他
 - (1) 全体会議（臨時会）の開催規定の追加（第6条第3項）
 - (2) 会則の変更手続きに関する規定を追加（第13条）
 - (3) その他、技術的な文言整備





(議案2) 役員の選任について

1. 地域衛星通信ネットワーク担当課長会役員については、下記の会員を選任する。

(1) 幹事

北海道・東北ブロック
東海・北陸ブロック
中国・四国ブロック

岩手県
静岡県
広島県

関東・甲信越ブロック
近畿ブロック
九州・沖縄ブロック

千葉県
和歌山県
沖縄県

(2) 会長 (幹事から選任)

千葉県

(3) 副会長 (同上)

広島県

(4) 監事 (分担金 (均等割) を支出している都道府県から選任)

神奈川県

2. 役員の任期については、選任の日から2年 (平成31年度全体会議開催日まで) とする。

(議案 3) 平成29年度事業計画について

1. 全体会議の開催

(1) 年1回、全体会議を開催する

(2) 平成29年度全体会議は、平成29年6月2日（金）15時15分から、スクワール 麴町「錦の間」において開催する。

2. 幹事会の開催

(1) 必要に応じ、幹事会を開催する。

(2) 平成29年度は、6月、10月、12月及び3月に開催する（6月は、全体会議開催日に開催）。

3. 有識者会議等への参画

(1) 「一般財団法人自治体衛星通信機構有識者会議」（有識者会議に設置される部会を含む。以下「有識者会議等」という。）に委員として参画する。

(2) 委員は、幹事をもって充てる。

4. その他

正会員の求めにより、必要に応じ、ブロック会議を開催する。



(議案 4) 平成29年度予算について

1. 収入 (単位:千円)

| 科目・区分、積算の要旨 | ②9予算案 |
|-------------------------|-------|
| (一財) 自治体衛星通信機構一般会計からの繰入 | 981 |

2. 支出 (単位:千円)

| 科目 | 区分 | ②9予算案 | ②8予算額 | 増減 | 主な増減の要因 |
|--------|----|-------|-------|-----|--------------------|
| ①旅費 | | 273 | - | 273 | 幹事会の予備開催分(1回分) |
| ②印刷製本費 | | 324 | - | 324 | 全体会議資料印刷費 |
| ③会議費 | | 60 | - | 60 | 幹事会飲料(5回、うち予備1回) |
| ④賃借料 | | 76 | - | 76 | 幹事会会場借上料(全体会議当日のみ) |
| ⑤委託費 | | 249 | - | 249 | 幹事会速記代(5回、うち予備1回) |
| 計 | | 981 | - | 981 | |

- ① 旅費 272,520円
幹事会の予備開催分(1回)を計上。
- ② 印刷製本費 324,000円
全体会議資料印刷費(機構主催の「地域衛星通信ネットワーク担当課長会議」の計上額と同額を計上)
- ③ 会議費 60,000円
飲料を計上 $480円 \times 25人 \times 5回 = 60,000円$
- ④ 賃借料 75,600円
幹事会会場借上料(全体会議と同日の開催分) $70,000円 \times 1.08 = 75,600円$ ※通常は機構本部で開催
- ⑤ 委託費 248,400円
幹事会速記委託料 $23,000円/時間 \times 2時間 \times 5回 \times 1.08 = 248,400円$

合計 980,520円



(参考) 課長会予算の取扱いについて

(第2回幹事会 (28.11.18) ・ 第3回幹事会 (29.3.17) で審議・了承)

1. 第2回幹事会で、課長会の活動に伴う予算(決算)の計上について了承。
 - (1) 自治体衛星通信機構(以下「機構」という。)予算とは「別立て」の独立会計とし、明確に区分する。
 - (2) 分担金収入からの繰出し(分担金収入から所要額を繰り出し予算化。機構事務費を節約)
 - (3) 年度末に開催の幹事会で予算案を審議。翌年度の最初に開催する全体会議(以下同じ)で承認。
 - (4) 決算は、翌年度の最初に開催する幹事会・全体会議で承認。
 - (5) 想定される経費：会議開催費、幹事会の開催に伴う幹事交通費等。
※当面は、有識者会議等に併せて開催するなど、運営面で工夫を行っていくが、予備的な開催経費や会場借上費等で1,000千円程度計上見込。

2. 1を踏まえ、第3回幹事会で、課長会予算の取扱いについて了承。
 - (1) 毎年度の予算作成時において、分担金(機構の一般会計)から所要額を繰入れ予算化。
 - (2) 年度末において残余がある場合、当該額は翌年度に繰り越し、翌年度予算は、当該繰越額との合計が当年度と同額となることを基本として分担金から繰入れる。
 - (4) 別途、予算化が必要となる事項がある場合は、その都度幹事と協議を行う。
 - (5) 予算案は、年度末に開催される幹事会で審議を行い、全体会議で承認手続きを取る。
 - (6) 決算案は、当該予算年度の翌年度の4月以降に監事による監査を実施した後、全体会議で承認手続きを取る。